

設 計	校 合	副主幹	所 長	副課長	課 長

委 託 名 称	東清掃センター防災設備点検業務委託
---------	-------------------

委 託 場 所 川越市芳野台2丁目8番地18

委託費 _____ 委託価格 _____

委 託 の 大 要	本業務委託は、消防法第十七条の三の三に基づき、東清掃センター防災設備の点検を実施するもので
	ある。
	・ 機器点検× 2 回
	・ 総合点検× 1 回

委 託 内 訳 書					
名 称	仕 様	数 量	単位	金 額	備 考
東清掃センター防災設備点検業務委託					
1. 直接人件費					
A焼却施設			式		
Bリサイクル施設			式		
直接人件費 計			式		
2. 諸経費等					
直接物品費			式		
業務管理費			式		
一般管理費等			式		
諸経費等 計			式		
委託原価			式		
消費税等相当額			式		
委託費			式		

名 称	仕 様	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1. 直接人件費						
A 焼却施設						
1) 消火器具						
A B C 粉末消火器 1 0 型	蓄圧式		本			
A B C 粉末消火器 5 0 型	車載式		本			
小計			式			
2) 屋内消火栓設備						
加圧送水装置	80A×450ℓ/min×63m×11kw		組			
制御盤			面			
消火栓	1 号消火栓		組			
〃	易操作性 1 号消火栓		組			
水源	貯水槽、給水装置、バルブ類等		組			
ホースの耐圧性能	40 A × 15m		本			
放水試験			式			
小計			式			
3) 自動火災報知設備						
受信機 P 型 1 級	22/25回線		面			
副受信機	22/25回線		面			
差動式分布型熱感知器			個			

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
差動式スポット型熱感知器			個			
定温式スポット型熱感知器			個			
煙感知器			個			
P 型 1 級発信機			個			
表示灯			灯			
音響装置			個			
常用電源			組			
予備電源			組			
小計			式			
4) 誘導灯						
誘導灯	避難口 B 級		灯			
〃	避難口 C 級		灯			
〃	避難通路 C 級		灯			
小計			式			
5) 排煙設備						
制御盤	2/5回線		面			
防火戸	ドア式（片開き扉・常開）		枚			
〃	ドア式（両開き扉・常開）		枚			
連動用煙感知器	光電式スポット型非蓄積		個			

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
小計			式			
6) 非常用電源設備						
発電機	ディーゼル機関 300KVA		組			
蓄電池	制御弁式蓄電池6セル×2個		組			
小計			式			
7) 配線						
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		式			
小計			式			
焼却施設 計			式			
Bリサイクル施設						
1) 消火器具						
A B C 粉末消火器 1 0 型	蓄圧式		本			排水処理施設含む
小計			式			
2) 屋内消火栓設備						
消火栓			組			
ホースの耐圧性能			本			
小計			式			

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
3) 粉末消火設備						
粉末タンク（操作部を含む）	第3種粉末33kg		基			
加圧用ガス容器	1. 25ℓ、液化炭酸ガス		基			
小計			式			
4) 自動火災報知設備						
受信機P型1級	21/25回線		面			
副受信機	21/25回線		面			
差動式分布型熱感知器			個			
差動式スポット型熱感知器			個			
定温式スポット型熱感知器			個			
煙感知器			個			
P型1級発信機			個			
表示灯			灯			
音響装置			個			
常用電源			個			
予備電源			個			
小計			式			
5) 誘導灯						
誘導灯	避難口B級		灯			

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
誘導灯	避難通路C級		灯			
小計			式			
6) 排煙設備						
制御盤	7/10回線		面			
ダンパー	F D以外		個			
防火戸	ドア式（両開き扉・常開）		枚			
電動式シャッター			枚			
連動用熱感知器	定温式スポット型		個			
連動用煙感知器	光電式スポット型非蓄積		個			
小計			式			
リサイクル施設 計			式			

東清掃センター防災設備点検業務委託
仕 様 書

川 越 市
環 境 施 設 課

1 目 的

本業務は、消防法第十七条の三の三に基づき川越市東清掃センターの防災設備を点検するものであり、本仕様書は川越市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する業務の必要事項を定めるものである。

2 対象施設

- (1) 名 称 川越市東清掃センター
- (2) 委託場所 川越市芳野台2丁目8番地18
- (3) 点検設備 別紙参照

3 委託期間

契約締結日 から 令和8年3月13日まで

4 支払い

完了後1回払いとする。

なお、この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。但し、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

5 委託の範囲

- (1) 受注者は、消防関係法令に定められた点検方法及び内容を、以下の表に定める点検頻度で誠実に実行すること。

消 防 用 設 備 等 の 種 類 等	点検の内容	頻 度	7 月	1 月
消火器具、誘導灯	機器点検	1 回／6 箇月	○	○
屋内消火栓設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、排煙設備、非常用電源設備（自家用発電機・始動用蓄電池）	機器点検	1 回／6 箇月	○	○
	総合点検	1 回／1 年	○	—
備考 1 詳細な種類、数量等は別紙参照。 2 総合点検は機器点検を同時に実施することができる。 3 7 月点検実施予定の非常用電源設備（自家用発電機・始動用蓄電池）の総合点検及び機器点検は、別途発注の電気設備点検業者が行うため1月の機器点検のみを実施すること。				

- (2) 本仕様書に記載されていない仕様細部については、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修 最新版）、所轄消防局並びに発注者の監督職員との協議によるものとする。
- (3) 点検中に不具合を発見した場合は、早急に原因を調査し非常時に充分機能を発揮できるよう整備（ヒューズ類、ネジ類等の部品の交換、及び可動不良による締付け調整等）し復旧すること。
- (4) 点検業務の実施は、土日曜及び祝日を除く8時30分から17時に行うこと。また、リ

サイクル施設の破砕機室、破砕機前室、破砕機地下室、No 1 搬送コンベヤ下部室、不燃物供給コンベヤ地下室、集じん機室（倉庫とも）及びクレーンガーター階等については、稼働中は安全性が確保できないため、稼働停止中に点検するよう発注者と打合せの上実施すること。但し、発注者が指示する土・日曜日及び祝日の場合は、時間帯制限は無いものとする。なお、施設の都合により点検実施日時を変更する場合もある。

(5) 点検を開始する旨を発注者に連絡した上で、点検時は火災表示機等に「点検中」などの表示をすること。

6 法律、規則等の遵守

受注者は、発注者の契約規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 消防法施行令
- (3) 消防法施行規則
- (4) その他関係法令

7 業務着手前の書類提出

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書（指定様式）
- (2) その他発注者が指示するもの

8 受注者（作業）の資格要件

受注者は、業務を遂行するに当たり、消防法令に基づき有資格者（消防設備士免状取得者等）を業務に配置すること。

9 責任者の指定

受注者は、業務着手前に業務連絡の中心となる責任者を指定し発注者に報告すること。

10 報告書の提出

受注者は、業務完了後、成果品を速やかに発注者に提出するものとする。なお、製本作業に当たっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすよう努めること。

- (1) 点検結果報告書・点検票・点検者一覧表 A 4 判各 3 部

受注者は点検完了毎に提出すること。なお、様式については、消防設備等の点検結果報告書、点検票及び点検者一覧表の様式によること。

- (2) 委託業務実施報告書（指定様式） A 4 判 1 部

受注者は点検完了毎に提出すること。

- (3) 作業写真 A 4 判 1 部
- (4) その他発注者が指定するもの

11 諸官庁への届出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、発注者の承諾を得て代行すること。

1 2 負担区分

本業務に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、燃料等は、受注者の負担とする。但し、業務に必要な上水道、電気料金については発注者の負担とする。

1 3 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

1 4 その他の事項

- (1) 本仕様書に規定されていない事項については、発注者と受注者で協議の上実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、業務遂行に当たり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり発注者と十分な打合せを行い、その指示に従うこと。
- (5) 受注者は、点検により不具合を発見した場合、点検日当日中に発注者に口頭又は紙面にて報告すること。
- (6) 受注者は、「川越市環境方針」及び「環境部環境配慮方針」を遵守すること。
- (7) 受注者は、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」等の川越市諸規定を遵守すること。
- (8) 本仕様書は、委託業務の大要を示すものであることから、受注者は現場の状況に応じ、業務の性質上当然必要なことは、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって対応すること。

